

## 職員退職手当規程

(総則)

第1条 (財)産業廃棄物処理事業振興財団(以下「財団」という。)の職員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡により退職した場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、法令に基づいて控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 職員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 1.勤続1年未満で退職した場合
- 2.懲戒解雇又は禁固以上の刑に処せられたことにより解雇されたもの

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、職員が退職し又は死亡した日におけるその者の給与月額に、その者の勤続期間を次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1.勤続10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
  - 2.勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年について100分の160
  - 3.勤続20年を超える期間については、勤続期間1年について100分の100
- 2 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める場合により月額をもって計算する。

(退職金の増額)

第5条 退職金は、職員が次の各号の1に該当する場合は、前条の規程による退職金の額に、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の給与月額の100分の300以内の割合を乗じて得た額を増額して支給することができる。

- 1.業務上の負傷若しくは疾病によりその職に勤えず退職した場合又は在職中に死亡した場合
- 2.財団の業務上やむを得ない理由が生じたために退職した場合
- 3.勤務上特に功労があったと認められる者が退職した場合
- 4.前各号に準ずる特別の事情により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

(退職金の減額)

第6条 退職金は、職員が次の各号の1に該当する場合には、第4条の規程による退職金の額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額して支給することが出来る。

- 1.自己の都合により退職した場合(出産、傷病又は婚姻による場合を除く。)
- 2.勤続成績が著しく不良のため退職させられた場合
- 3.第3条第2号に規程する事由に準ずる場合

(勤続期間の計算)

第7条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規程による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規程による在職期間のうち、休職(業務上の傷病による休職を除く)又は停職の期間にあっては、その月数の2分の1に相当する月数(1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)を前2項の規程により計算したIn職期間から除算する。
- 4 前3項の規程により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は月割をもって計算する。

(退職金の支給期間)

第8条 退職金は、法令により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(弔慰金の額)

第9条 職員が在職中に死亡した場合においては、退職手当のほかに職員が死亡した日における、その者の給与月額に100分の200の割合を乗じて得た額を弔慰金として遺族に支給する。

(遺族の範囲及びその順位)

第10条 第2条第1項及び前条に規程する遺族の範囲及び支給順位は、次の各号に掲げる者とする。

- 1.配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- 2.子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしているもの
- 3.子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前2号に該当しない者

(遺族の受給資格証明)

第11条 第2条第1項及び前条に規程する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1.この規程は、平成7年7月1日から実施する。
- 2.財団設立のため設立準備室に在職していた者については、平成4年8月13日から起算することが出来る。
- 3.役員の退職手当については、この規程に準拠するものとする。